

株式買取に伴う税務

Q : 会社が自社株を買取った場合、みなし配当課税があると聞いたのですが、みなし配当課税がない場合もあるのですか？

A : 相続後一定の時期に買取する場合、全部取得条項付種類株式を買取する場合などには、みなし配当課税がありません。

【解説】

非上場会社が自社株を買取った場合、売り手には、原則として、譲渡税課税のほか、会社の買取価格のうち1株当たりの資本金等の額を超える部分の金額を配当とみなして、みなし配当課税がされることとなっています。

みなし配当課税の対象にならない場合には、これまで、①相続人が相続により取得した自社株を相続後3年10ヶ月以内に会社に譲渡する場合、②全部取得条項株式を会社が買い取り、その対価として他の無議決権株式などの株式を交付する場合とされてきましたが、今年度の改正で、次の場合も対象にならないことが明らかにされました。

- ① 全部取得条項株式を買い取り、その対価として金銭等を交付する場合及び株式と同時に金銭を交付する場合
- ② 買取価格に不満の株主が、取得の決議をした総会等の日から20日以内に価格決定の申立てを裁判所に行った場合におけるその取得価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等

